
平成30年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成30年3月26日(月曜日)

議事日程(第4号)

平成30年3月26日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成30年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(委員長報告・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計予算(委員長報告・討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 平成30年度周防大島町病院事業局企業会計予算(委員長報告・討論・採決)
- 日程第12 議案第22号 周防大島町若者定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例の制定について(委員長報告・討論・採決)
- 日程第13 議案第23号 周防大島町合併地域振興基金条例の制定について(委員長報告・討論・採決)
- 日程第14 議案第24号 周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等

- を定める条例の制定について（委員長報告・討論・採決）
- 日程第15 議案第25号 周防大島町役場の位置を定める条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第16 議案第26号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第17 議案第27号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第18 議案第28号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第19 議案第29号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第20 議案第30号 周防大島町大島文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第21 議案第31号 周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第22 議案第32号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第23 議案第33号 周防大島町介護保険条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第24 議案第34号 周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第25 議案第35号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第26 議案第36号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第27 議案第37号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第28 議案第38号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第29 議案第39号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について（討論・採決）
- 日程第30 議案第40号 油宇集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第31 議案第41号 小泊集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）

- 日程第32 議案第42号 むつみ荘の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第33 議案第43号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第34 議案第44号 デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第35 議案第45号 デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第36 議案第46号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第37 議案第47号 デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第38 議案第48号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第39 議案第49号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第40 議案第50号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第41 議案第51号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第42 報告第2号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第43 議案第53号 平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）（質疑・討論・採決）
- 日程第44 議案第54号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）（質疑・討論・採決）
- 日程第45 議案第55号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）（質疑・討論・採決）
- 日程第46 議案第56号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）（質疑・討論・採決）
- 日程第47 議案第57号 平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 日程第48 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成30年度周防大島町一般会計予算（委員長報告・討論・採決）
- 日程第2 議案第2号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告・討論・採決）
- 日程第3 議案第3号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算（委員長報告・討論・採決）
- 日程第4 議案第4号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計予算（委員長報告・討論・採決）
- 日程第5 議案第5号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算（委員長報告・討論・採決）
- 日程第6 議案第6号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計予算（委員長報告・討論・採決）
- 日程第7 議案第7号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算（委員長報告・討論・採決）
- 日程第8 議案第8号 平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算（委員長報告・討論・採決）
- 日程第9 議案第9号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計予算（委員長報告・討論・採決）
- 日程第10 議案第10号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計予算（委員長報告・討論・採決）
- 日程第11 議案第11号 平成30年度周防大島町病院事業局企業会計予算（委員長報告・討論・採決）
- 日程第12 議案第22号 周防大島町若者定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例の制定について（委員長報告・討論・採決）
- 日程第13 議案第23号 周防大島町合併地域振興基金条例の制定について（委員長報告・討論・採決）
- 日程第14 議案第24号 周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について（委員長報告・討論・採決）
- 日程第15 議案第25号 周防大島町役場の位置を定める条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第16 議案第26号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正につ

- いて（討論・採決）
- 日程第17 議案第27号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第18 議案第28号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第19 議案第29号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第20 議案第30号 周防大島町大島文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第21 議案第31号 周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第22 議案第32号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第23 議案第33号 周防大島町介護保険条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第24 議案第34号 周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第25 議案第35号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第26 議案第36号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第27 議案第37号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第28 議案第38号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第29 議案第39号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について（討論・採決）
- 日程第30 議案第40号 油宇集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第31 議案第41号 小泊集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第32 議案第42号 むつみ荘の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第33 議案第43号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第34 議案第44号 デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について（討論・採決）

- 日程第35 議案第45号 デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第36 議案第46号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第37 議案第47号 デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第38 議案第48号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第39 議案第49号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第40 議案第50号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第41 議案第51号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第42 報告第2号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第43 議案第53号 平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）（質疑・討論・採決）
- 日程第44 議案第54号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）（質疑・討論・採決）
- 日程第45 議案第55号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）（質疑・討論・採決）
- 日程第46 議案第56号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）（質疑・討論・採決）
- 日程第47 議案第57号 平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 日程第48 議員派遣について

出席議員（14名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 藤本 浄孝君 | 2 番 新田 健介君 |
| 3 番 吉村 忍君 | 4 番 砂田 雅一君 |
| 5 番 田中 豊文君 | 6 番 吉田 芳春君 |
| 7 番 平野 和生君 | 8 番 松井 岑雄君 |

9番 尾元 武君

10番 新山 玄雄君

11番 中本 博明君

12番 久保 雅己君

13番 小田 貞利君

14番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君

議事課長 大川 博君

書 記 池永祐美子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君

代表監査委員 …………… 西本 克也君

副町長 …………… 岡村 春雄君

教育長 …………… 西川 敏之君

病院事業管理者 …………… 石原 得博君

総務部長 …………… 中村 満男君

産業建設部長 …………… 池元 恭司君

健康福祉部長 …………… 平田 勝宏君

環境生活部長 …………… 佐々木義光君

久賀総合支所長 …………… 藤井 正治君

大島総合支所長 …………… 古崎 敏雄君

東和総合支所長 …………… 山崎 実君

橘総合支所長 …………… 林 輝昭君

会計管理者兼会計課長 …………… 木村 秀俊君

教育次長 …………… 永田 広幸君

病院事業局総務部長 …… 村岡 宏章君

総務課長 …………… 岡本 義雄君

財政課長 …………… 重富 孝雄君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。先日の本会議に続き、お疲れさまです。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

さて、石原病院事業管理者から、3月23日に行った東和病院での横領事件に対する一般質問答弁に関連して、賠償責任の有無及び賠償額の決定がありましたことについて報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 元職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定につきまして、平成30年2月8日に地方公営企業法第34条に基づき、監査委員さんに監査をお願いしていましたが、平成30年3月23日に監査委員さんより監査結果の通知がありましたので、御報告いたします。

通知の内容については、文書で9ページにわたりますので、監査結果の結論のみにさせていただきます。

結論。

(1) 元職員の賠償責任について。元職員は、周防大島町病院事業局に対して損害賠償責任を有するものと認める。

(2) 損害賠償額について。損害賠償額は、合計1,695万7,450円に遅延損害金を付した額とする。

なお、遅延損害金は、民法第404条に規定する法定利率である年5分を適用し、その付加期間は着服横領が行われたそれぞれの日、着服横領した日を明確に特定できない場合は、最終横領日、平成29年10月19日を起算日とし、周防大島町病院事業局に弁済されるまでの期間とする。

以上でございます。

この監査結果を踏まえ、速やかに元職員に対し、損害賠償の請求を行っていきたいと思っています。

また、監査委員さんからの御意見も踏まえながら、この事件における監督責任について、周防大島町職員の分限懲戒審査委員会の開催をお願いし、その結果を踏まえて責任を問うことにしたいと思っております。

今後につきましても、元職員からの弁済や監督責任について報告事案が生じましたら、報告していきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） また新しい事案が出てまいりましたら、議運できちっと協議をして皆様方にお伝えをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第 7. 議案第 7 号

日程第 8. 議案第 8 号

日程第 9. 議案第 9 号

日程第 10. 議案第 10 号

日程第 11. 議案第 11 号

日程第 12. 議案第 22 号

日程第 13. 議案第 23 号

日程第 14. 議案第 24 号

○議長（荒川 政義君） それでは、日程第 1、議案第 1 号平成 30 年度周防大島町一般会計予算から、日程第 14、議案第 24 号周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてまでの 14 議案を一括上程し、これを議題といたします。

3 月 7 日及び 8 日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長から委員会報告書が提出されておりますので、14 議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長から、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（久保 雅己君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、3 月 13 日に委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査にあたりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第 1 号の本委員会所管部分、議案第 9 号、議案第 22 号、議案第 23 号の付託議案 4 件について、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決するべきものと決定いたしました。

審査過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、議案第 1 号平成 30 年度周防大島町一般会計予算について、総務課関係では、委員より、平成 30 年 1 月 11 日に発生した柳井広域水道企業団大島ルート送水管事故により、全町が断水したことに関連し、防災対策として整備する給水車の導入に並行して 300 リットルの給水タンクを防災備蓄倉庫に設置しておき、自治会等に貸し出せるようにすればよいのではとの質問に対して、給水車を導入すれば、従来のタンクは優先度が低くなることから、状況によっては町が保有しているタンクは消防団や要望のある地区に貸し出しはできると考えているとの答弁でした。重ねて、委員から、水が欲しくても行けない老人や子供がたくさんいる。高齢独居の方で給水車まで取りに行くことができない、重たい水を抱えて帰れない方もいる。そういった方にも、手が

届く形で展開していただきたいとの意見がありました。

次に、消防費に関して委員から、災害は火災だけではなく風水害も想定され、消防団の出動も考える中で、雨がっぱの整備について、このたびの予算には反映されていないのかとの質問に対して、全団員への支給ということになれば相当な金額が必要となることから、数を減らすことで整備の検討をしましたが、着用した雨がっぱの管理などの課題もあり、予算化には至っていない。全団員に配備するためには、運用の方法も検討した上で、財源をどのように確保するかを含めて検討する必要があるとの答弁でした。

これに対して委員から、消防団員は降雨時に出動するとき、かっぱを着ずに出ることはできない。地震以上に風水害のほうが火災も含めて出動は先行すると考えるので、再度検討してほしいとの意見がありました。

次に、政策企画課関係では、委員より、地域おこし協力隊の活動が町民に見えない。そもそも協力隊自体が必要なのかとの質問に対し、地域おこし協力隊員には、集落に入り込んで活動する集落型、役場や派遣先の事務所で活動するオフィス型があり、集落型だと地域の方にもその活動が見えるが、本町の場合はオフィス型協力隊なので活動が見えにくい。また、職員のかわりに安価に雇っているのではないかと世間でも言われているが、協力隊であるがゆえできる業務を行ってもらっている。もっと活動をアピールしていくことが必要だと感じているとの答弁でした。

次に、総合支所関係では、委員より、空家有効活用事業の実施予定は橘地区の2軒だけなのか。また今後、他に物件が見つかった場合はどうするのかとの質問に対し、実施について現在検討中なのが橘地区の2軒です。平成30年度中に他の物件の提供があった際には、補正予算で対応するとの答弁でした。

次に、教育委員会総務課関係では、委員より、学校施設長寿命化計画策定業務の内容を詳しく説明してほしい。優先順位をつけて修繕していくという解釈で、優先順位が低い学校は今後修繕しないということなのかとの質問に対して、本年1月に文部科学省からの通知により、学校インフラの老朽化が進むことを考慮し、学校単位で調査を行って改修計画を立て、経費を削減するという方向が示された。このことに基づき、町内の小学校10校と中学校3校の計13校で実施を予定しています。調査内容は、対象校区全てでコンクリート強度等の共通の調査を実施し、長寿命化のためにかかる改修経費を積算し、その結果を今後の校舎利用計画の参考としようとするものですとの答弁でした。

それに対して委員から、国は何を目的にこの計画を策定するのか。学校別に優先順位をつけたら、下位順位の学校は改修補助金の対象とならないということなのかとの質問に対し、計画を策定することにより、文部科学省の国庫補助を受ける採択要件となることが示された。今回の調査では、学校別に優先順位はつけず、客観的に長寿命化に係る改修経費を積算するものであり、そ

の後、年次改修計画、統合後に利用する校舎の選定等にも利用するとの答弁でした。

次に、語学留学支援について、語学留学先を試算検討された結果、フィリピンに継続決定したということは残念。予算的に高額になることは理解できたが、それでもカウアイにこだわりがあり、例えば、引率を1人にするとか募集を少なくするなど、他の方法で検討することはできないのか。姉妹島への留学ということで、この事業を軸に子供たちは大きく変わることを信じる。再検討をお願いします。また、別の委員からも、従来から議論してきたことなので、ハワイカウアイ島を軸に再検討することを要望する。カウアイコミュニティカレッジ（KCC）と連携し、これから連絡をとりながら、効果が上がるよう交流をしていただきたいとの意見が出されました。

その意見に対して、教育委員会で協議した際、語学留学の狙いとして文化交流という意見もある中で、英語漬けの語学研修に特化したものにしたいという当初の思いもあり、町長部局とも協議した結果、スタート時から阿武町・和木町と一緒に、山口大学に引率いただくことで実施してきた経緯や経費的な面なども考慮し、フィリピンセブに継続決定したところです。保護者の負担もあることから、31年度以降に向けて検討していきたいとの答弁でした。

次に、情島教職員住宅への地元島民が入居することについての検討は、その後、進んでいるのかとの質問に対し、入居可能な住居部分は2階部分となるため、階段を利用しての生活となることなどから進展はしていない。地元との協議も含め、転用については今後検討していきたいと考えるとの答弁でした。

次に、学校教育課関係では、委員より、部活動指導員は、どの学校にどのようなコーチを配置するのか。地域連携アシスタントは、どのように配置するのかとの質問に対し、部活動指導員については、まだ決まっておらず、地域連携アシスタントについては、中学校区4人で県に希望を上げているとの答弁でした。

次に、周防大島町いじめ問題対策連絡協議会の活動はどのように行われているのか。また、ボリュームアップはどのように考えているのかとの質問に対し、いじめ問題対策連絡協議会は、学校関係者、警察関係、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、子供を取り巻く関係者で組織されている。いじめ問題の未然防止や早期解決を目的に、基本、毎年1回開催しているとの答弁でした。

次に、いじめが増えているのではないかと。把握している件数はどの質問に対し、いじめの発生件数は正確につかめていないが、発生件数は増えている。しかし、深刻ないじめ問題は起きておらず、早期発見、早期解決に取り組むことで、いじめ問題の深刻化を防いでいるとの答弁でした。

次に、社会教育課関係では、委員より、服部屋敷の整備について、また、利用促進についてはどのように考えているのかとの質問に対し、服部屋敷の整備費の内訳は、食器等の購入6万6,000円、母屋の畳替え、雨どいの修繕及び土蔵修理等344万7,000円、樹木の剪定

36万4,000円、駐車場整備786万8,000円で、服部屋敷周辺の環境整備を行うこととしている。道の駅が近くにあり、商工観光課と連携して集客を図りたいし、服部屋敷入り口右手にある長屋の機織り体験等の計画も上がっており、にぎわいの創出について検討していこうと思っているとの答弁でした。

答弁に対して、委員からは、前の委員会でも論議したが、運営委員会等でみんなが話し合い、活用についてしっかりと協議し、運営をサポートしていかないことには前には進まないと思う。せっかくのよい立地条件であるので、教育委員会が主導となり、民間グループと連携して利活用を図ってほしいとの意見もありました。

また、B&G体育館における冷暖房使用料についての減免について、検討の余地はないのかとの質問に対し、文化的行事での施設利用についても使用料は減免することはあるが、冷暖房料は実費を徴収しているので、御理解いただきたいとの答弁でした。

なお、税務課、財政課、契約監理課、会計課、議事・監査課に対して、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計予算については、特に質問はありませんでした。

次に、議案第22号周防大島町若者定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例の制定について、委員より、本会議で若者の定義をおおむね45歳以下の者と説明されたが、年齢の制限が必要かとの質問に対して、多少超えていても対象となるよう、おおむね45歳以下の者と幅を持たせる規定とする予定である。また、若者に限定する理由は、安価に住宅用地を提供することにより、若者世帯の定住を促進したいとの答弁でした。

次に、議案第23号周防大島町合併地域振興基金条例の制定については、委員より、合併特例債を利用した合併地域振興基金への積立金5億円の償還計画はどのようになるのかとの質問に対し、公債費への影響も考慮し、10年から15年での償還を予定しているとの答弁でした。

以上で、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容について、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員長、お疲れさまでした。

次に、民生常任委員長から、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。松井民生常任委

員長。

○民生常任委員長（松井 岑雄君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

本委員会は、3月12日に委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分から議案第4号まで、次に議案第11号及び議案第24号につきまして、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、議案第1号一般会計予算についてでございます。

福祉課の関係では、委員からの、療養介護医療給付について、手帳の交付対象者とその人数はとの質問に対しまして、日常的に介護が必要となる、身体障害者手帳（1級）と療育手帳（A）の両方を持っており、療育病棟に入院している方が対象となる。今年度は9名、平成30年度は8名であるとの答弁でした。

続いて、新規事業である子育ての集いイベントの内容はとの質問に対しまして、これまで健康福祉部で行っていた健康福祉大会を各課で特化した事業に変更し、福祉課では児童をテーマにし、子育てに関する講演と、児童と保護者が楽しめるイベントを行う予定にしているとの答弁でした。

また、保育所の関係について、蒲野保育所の廃止に伴い、久美保育所へ入所を希望している園児はいるのかとの質問があり、送迎や延長保育がなく、土曜日も半日であるということを保護者が納得した上で、4名の園児が久美保育所へ入所を希望しているとの答弁がありました。

次に、健康増進課の関係について、主なものを申し上げます。

委員からの、子育て世代包括支援センターの業務内容はとの質問に対しまして、センターは日良居庁舎内に開設予定であり、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援、ワンストップ相談窓口、医療機関等、関係機関とのネットワークの構築を図ることとし、相互に連携をとりながら進めていきたい。相談窓口では、支援に必要な実情の把握に努め、プランを策定の上、サポートしていくことが主な業務になるとの答弁でした。

また、福祉課と同様ですが、健康増進課が特化する事業の具体的な内容とは何かとの質問に対しましては、官民共同のもと、血圧測定や血管年齢測定等の体験ブース、ちょび塩に関する催しに取り組みたいとの答弁がありました。

次に、議案第2号国民健康保険事業特別会計予算について、主なものを申し上げます。

税務課の関係では、委員からの、徴収対策班が行っている未納者への対応について、その取り組み等についての具体的な内容はとの質問に対し、未納者に対しては、納期限から20日以内に

督促状を送付し、電話、文書、臨戸訪問による催告、納税相談や納税指導を実施し、日ごろから生活状態の把握に努めている。納税に応じない者に対しては、納税者との公平性を保つため、財産調査等を行い、差し押さえによる滞納処分を行う場合もある。なお、資格証明書は納税相談の機会を確保するために交付していることから、可能な限り未納者との接触を図り、実態把握に努め、生活保護や多重債務問題等の相談があれば、あわせて庁内相談窓口で周知も行っているとの答弁でした。

次に、議案第3号後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、こちらにつきましては、特に質疑はございませんでした。

続きまして、議案第4号介護保険事業特別会計予算につきまして、主なものを申し上げます。

まず、福祉課の関係についてですが、委員より、家族介護慰労金については、例年どおりか。また、介護用品の支給に係る周知方法はどのように行っているのかとの質問があり、慰労金及び介護用品の支給対象者は、要介護4、5の在宅の方で、家族介護慰労金については、平成25年度以降、対象者がいないため、減額の予算編成としている。なお、介護用品の支給については、ケアマネ等を通じて周知を行っているとの答弁がありました。

続いて、介護保険課の関係では、委員より、介護予防生活支援の人材が不足している状況下、昨年、CCRC事業においてボランティア養成講座を行ったが、その現状と参加状況はどの質問があり、高齢化率が50%を超え、今後ますます地域やボランティアの支援が必要となる。今年度の養成講座は生活支援体制整備で実施し、60名が参加した。昨年度の受講者に対してはフォローアップ講座を実施し、レベルアップを図っているとの答弁がありました。なお、養成講座の開催時期について、3月よりも早めに実施するよう要望・意見がありました。

次に、議案第11号病院事業局企業会計予算について申し上げます。

説明に先立ちまして、石原病院事業管理者から、平成30年度の予算編成における病院事業局の概況等について発言がありましたので、その概要を紹介させていただきます。

平成30年度は、診療及び介護報酬の同時改定により、病院事業局にとっては大変厳しいものと思われませんが、はじめに、施設の利用状況を申し上げますと、ことしになって3病院の病床は、入院患者が最も多いときで94%の利用率、そして2老健には123名の入所者がおられ、一方で、大島看護専門学校の生徒数は112名、これは定員オーバーの状況にありますが、3病院に勤務する看護師は、同校の卒業生が5割以上を占めています。

このように周防大島町にとって、3病院、2老健、1看護学校は、なくてはならない施設であります。しかしながら、それに要する人件費は33億円にも達しており、そこは医業及び医業外での収益を上げていかなければなりません。一つには、各病院に独自の専門分野を設け、多くの患者を集めることが重要であると考えています。

東和病院では、西棟の改修により手術室が整備され、整形外科医2名、外科医及び麻酔科医の確保により、手術件数や入院患者が増加、外来患者の減少はあるものの、大幅な増収が期待できます。

橘病院では、歯科診療の充実により、外来患者が増加。

大島病院では、眼科の手術件数及び外来患者の増加、消化器内科医4名が常勤していることから内視鏡検査数が増加、また、人工腎臓透析の統合に関しては大きなトラブルもなく、収益も上がっている状況にあります。

このように新規の入院患者や入所者を増やし、退院・退所のサイクルを早くすることで、90%以上の稼働率を維持することが重要であると考えます。これまで以上に経営改善に努め、今後とも各施設を堅持していけるよう、職員一丸となって努めてまいります。

石原管理者からは、以上であります。

それでは、質疑の内容について主なものを報告いたします。

委員から、柳井医療圏の病床数削減を指摘されているが、3病院の病床数はどのように考えているのかとの質問に対し、医療圏内で最も病床数が多いのは920床の光輝病院である。東和病院は既に17床を削減し、現在では114床となっており、今後も企業債の償還があるため、病床数を削減したとしても、すぐには赤字の解消とはならない。患者を郡外に流出させないよう、大島郡医師会や開業医と連携し、より良い医療を提供していきたいとの答弁がありました。

続きまして、赤字解消（案）の一つである、介護医療院とはどのようなものかとの質問に対し、これは来年度よりできる仕組みで、病院と介護施設の間に属するものである。老健施設からの移行は不可であるが、実現したとすると在宅扱いになるため、活用することができれば、在宅復帰率や病床利用率を改善するメリットもある。ただし、介護医療院に転換した場合は施設扱いになることから、病院として借りた企業債を一括償還しなくてはならない可能性もあり得るとの答弁でした。

次に、大島病院への透析統合について、その後の利用者の反応はどうかとの質問に対し、大きな不満の声は届いていない。さらに、利用環境を整えるため、平成30年度当初予算では、14人乗りの車両購入費を計上させていただいたとの答弁がありました。

最後に、議案第24号周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、御報告をいたします。

議案つづりの14ページでございます。

委員からの、第6条第2項で管理者は主任介護支援専門員でなければならないとされているが、通常の介護支援専門員が主任専門員になるには、どのような定義が必要なのかとの質問に対し、まず、介護支援専門員の受験資格には、介護事業所で5年以上の従事経験が必要となる。

次に、主任専門員になるためには、介護支援専門員としてさらに5年以上の実務経験を要し、70時間の研修を受講しなければならない。

町内には14の居宅介護支援事業所があるが、主任専門員を配置できている事業所は少数で、多くが1人ケアマネ体制であることから、今後は厳しい事業所運営になることが想定されるとの答弁がありました。

以上で、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

民生常任委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員長から、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。平野建設環境常任委員長。

○建設環境常任委員長（平野 和生君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、3月14日、委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査にあたりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分及び議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第10号の付託議案6件について、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

審査にあたりました順次にそって、その過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、水道課関係の簡易水道事業特別会計予算について、委員より、浮島地区海底送水管布設事業について、全体計画事業費は幾らか。また、31年度で終了の予定であるが、最終年度に残る費用はどの程度かとの質問に対し、全体計画事業費は約7億5,000万円程度で、31年度に残る費用は2億5,700万円余りであるとの答弁がございました。

平成30年度の補助金額が予算額を下回った場合は、送水管布設は実施するが、島内整備は遅れる可能性があるのかとの質問に対し、送水管の製作は分割でできないため、島内整備の部分で調整するとの答弁がございました。

次に、水道事業企業会計予算について、委員より、水道使用者が減少した場合、水道料金への反映が不可欠だと思うが、どのように見通しを立てているのかとの質問に対し、平成28年度に

経営戦略を策定し、数字上のシミュレーションになるが、5年に1回5%程度の料金改定を考えないと、施設の更新費用等が賄えない可能性がある。とはいえ、県内で最も高い料金水準のため、費用の圧縮により経営改善を図っていきたいと考えており、窓口業務について、柳井市と包括業務委託の検討を進めているとの答弁でした。

徴収活動について、業務委託による改善の見込み、また、現状で給水停止まで至った事例はあるのかとの質問に対し、平成29年度は2月末までで、給水停止予告66件、給水停止通知49件、給水停止執行12件である。業務委託のメリットとして、地域のしがらみを排除した機械的な対応により、収納率向上につながることを期待しているとの答弁でした。

次に、下水道課関係の下水道事業特別会計予算について、委員より、久賀・大島地区の下水道事業の進捗状況と平成30年度でどの程度の工事を見込んでいるのかとの質問に対し、進捗率は全体事業費から換算すると、事業費ベースで29%、県過疎代行事業の幹線整備についても、三蒲・棕野間の国道、久賀の中通りなどの工事を予定しており、平成31年度の一部供用開始に向け、主要な幹線を整備する予定であるとの答弁でした。

人口が減少する中で、下水道使用料収入の伸び率の見通しは立てているのかとの質問に対し、使用料の算定はしているが、維持管理経費を使用料で賄うということにはなっていないため、下水道への接続率を上げ、収入増につなげる努力が必要と考えている。ただし、地形的条件等により設備費や維持管理費が高むこともあり、なかなか良好な経営収支とならないことに苦慮しているとの答弁でした。

次に、農業集落排水事業特別会計予算についてですが、こちらについては、特に質疑はございませんでした。

次に、漁業集落排水事業特別会計予算について、委員より、BCP計画作成業務とは、災害時の計画で、公共下水道や農業集落排水と一体的なものかとの質問に対し、地震・津波に対応するための業務継続計画で、公共下水道、農業集落排水と一体的なものであり、平成29年度に国の指針が変更されたことに伴う修正業務であるとの答弁でした。

また、維持管理だけで毎年3,000万円余りを一般会計から繰り入れているが、120世帯に合併浄化槽を設置しても1億数千万円にしかならず、三、四年の維持管理費分で賄えるため、延命措置をしていくよりも、徐々に合併処理槽に変更していくことも考えていく時期ではないのかとの質問に対し、施設整備に対して補助金が交付されており、現時点では、合併浄化槽に切り替えることは現実的でないと考えているとの答弁でした。

次に、生活衛生課関係について、委員より、家房公衆トイレについて設計の委託料が計上されているが、何か問題があったのかとの質問に対し、既設の公衆トイレは建物が危険な状態で、修繕で対応できるものではない。新町建設計画にも上がっており、地元要望もあることから、

30年度に設計を行い、31年度に工事を行うとの答弁でした。

橘斎場の火葬炉の入れ替えについて、2基ある炉を両方とも入れ替え、どのような炉を入れるのかとの質問に対し、耐用年数を過ぎ、既存のものでは対応できない場合もあり、最新型の炉を導入する。平成30年度は設計のみを行い、工事は平成31年度の予定であるとの答弁でした。

新規事業として、パッカー車の購入があるが、費用は幾らかとの質問に対し、備品購入で1,388万9,000円を予算計上しているとの答弁でした。

公営住宅一般管理経費の中の工事請負費は何かとの質問に対し、赤松住宅、中塚住宅、大泊住宅、峠の下住宅の解体費であるとの答弁でした。

次に、農林課関係について、委員より、オリーブについて将来のビジョンはあるのかとの質問に対し、小豆島の土庄町から、当初、10年間で2万本の苗木をいただく計画で、平成29年6月に、今までいただいた苗木を、耕作放棄地への植栽を目的に必要な方へ販売した。平成29年度に譲っていただいた600本の苗木も中間育成し、平成30年度に必要な方に販売をしたい。将来のビジョンとしては、まずはオリーブを根づかせ、栽培を広め、生産へつなげていけたらと考えているとの答弁でした。

地蔵小学校跡地整備について、今後どのように考えているのかとの質問に対し、現在、白木半島地区で夢プランを作成しており、その中にアワサングの拠点施設の整備という要望があり、環境省直轄の拠点施設をつくるための準備として、荒廃している地蔵小学校の跡地を整備するとの答弁でした。

農業振興地域策定業務について、農業振興地域内で荒廃している農地の地権者が町内にいない場合、どのような周知方法をとっているのかとの質問に対し、農業振興地域については、土地所有者を対象にアンケート調査や意向調査を行う。また、農業委員会のほうでも申し出を受け付け、対応するとの答弁でした。

次に、水産課関係について、委員より、干潟造成工事について、どのように位置、面積、形状を決めたのかとの質問に対し、和田漁港逗子地区の浚渫工事による砂を利用して干潟を造成する。今まで、浚渫土は養浜として利用していたが、逗子の港の堆積土は上質であると思料できるので利用したいと考えた。場所選定については、浚渫場所から近いことや、繁殖の可能性について山口県水産研究センターに相談をして決定した。面積等規模については、浚渫土量により決定したとの答弁でした。

ニューフィッシャー確保育成推進事業について、成果、効果の状況と問題点、課題について何かあるのかとの質問に対し、ニューフィッシャー確保育成推進事業補助金は、町が支援を開始した22年度から29年度までの集計で、新規漁業就業者は62名、そのうち31名が支援を利用して漁業者となっている。支援制度利用者のうち17名は町外からの移住者で、制度の効果はあ

と考えている。懸念すべき点としては、支援を受け始めてから7年半以内に漁業をやめた場合、今まで受けた補助金を返還することになっているが、支援開始から7年半を経過する新規就業者が出始めるため、漁協とタイアップしてフォローしていきたいとの答弁でした。

その他、赤エイとナルトビエイの駆除について、赤エイ、ナルトビエイと限定すべきではなく、赤エイ類、ナルトビエイ類とすべきだとする意見がありました。

次に、建設課関係について、委員より、山口ゆめ花博開催事業について、どのような事業を実施するのかとの質問に対し、山口ゆめ花博開催事業に係る歳入歳出の予算は、発足当時の山口ゆめ花博の事務局が県都市計画課であったため、建設課において予算を計上している。事業内容については、県内市町参加イベントとして、各市町のPR活動が定められている日に、山口ゆめ花博会場で町の特色を生かしたPR活動を行うとの答弁でした。

イノシシ等により道路法面が崩壊している箇所があり、新年度において、地元から要望書が提出された場合、すぐに補修工事は実施できるのかとの質問に対し、職員により現地の確認を行い、新年度においても限られた予算の中での補修対応となるため、緊急度や費用対効果等を考慮し回答するとの答弁でした。

次に、商工観光課関係について、委員より、陸奥記念館、星野記念館等のホームページの管理運営について、更新等を委託していると思うが、町の公式ホームページと一緒に一体として委託できないのかとの質問に対し、陸奥記念館や星野哲郎記念館については、一括でできるようであればその方法も検討し、あわせて町の公式ホームページとの関係も含めて考えたいとの答弁でした。

オートキャンプ場について、旧沖家室中学校の跡地を利用するとのことであるが、詳細を教えてくださいとの質問に対し、白木半島地区の方々の構想により、五条の千本桜の整備等、地域を魅力あるものにしたいということから、旧沖家室中学校の跡地利用として、片添にあるオートキャンプ場のような施設を設置する基本構想を考えているとの答弁でした。

やしろ郷ふれあいの里に施設ができて20年以上経過しているが、施設、借地料等について、今後どのように考えているのかとの質問に対し、平成19年に指定管理者がやめてから、年1回、広報に掲載し、指定管理者を募集している。現在、事業を行う人がいない状況で借地を管理している。借地返還の意見もあるが、補助金適正化法による補助期間であり、今後も検討していく必要があるとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容について、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

建設環境常任委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員会の報告並びに質疑が終わりました。

暫時休憩します。

午前10時26分休憩

.....
午前10時41分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど各常任委員会の報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第1号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

新年度一般会計予算につきまして、ごく一部の予算のために予算案全体を反対するのは、非常に心苦しいものがありますが、だからこそ予算規模に関係なく、一つ一つの予算に慎重であるべきでありますし、質疑に対し誠意ある説明があると期待して所管の委員会で賛成したものもありますが、残念ながら、執行部からは納得のいく補足説明はございませんでしたので、そのような不誠実な対応では到底議案に賛成することはできないものであります。

問題点に蓋をし、その場を取り繕い、真摯な議論を避けるようなことでは、何ら進歩は期待できるものではありません。

反対の理由は主に3点であります。これから述べます3点も含めまして、全体として説明の基本姿勢につきましての欠陥をまずは指摘しておきたいと思っております。

まず1点目といたしまして、農林水産業費におけます農業委員報酬についてであります。詳しくは条例改正議案の採決でも反対討論を申し上げたいと思っておりますので、これにつきましては、予算のもととなります報酬額の改正につきまして、議案の提案内容が全く体をなしておらず、答弁も不明確でありまして、予算の根拠となります条例の規定についての理解ができない以上、当然のことながら条例改正に伴います予算についても、賛成することはできないものであります。

2点目が、商工費におきます陸奥記念館等管理運営経費であります。本件につきましては、所管の委員会におきまして質疑をした際に、実態を調べた上で回答するという御答弁でしたので、御答弁をお待ちしていたわけでありまして、調べればすぐにわかる話を、委員会が終わるまで御回答がないばかりか、委員会から1週間以上もたってから、しかも1枚の用紙に5行半の文章で御回答をいただきました。

それには、田中議員の質問に対する回答といたしまして、御丁寧に指定管理の基本認識を御説明いただいておりますので、御紹介いたしますと、指定管理料に積算されていない役員報酬を支払うことに対する御質問に対し、町としましては指定管理料を過去の人件費、事業費、管理費等を参考に積算しており、指定管理者のノウハウをもとに施設を適正に管理されて収益を上げた場合、指定管理料以外の収入は施設利用料金であり、基本協定書に利用者の支払う利用料金は指定管理者の収入とするとありますので、指定管理者の自由に支払って問題はないと考えておりますと、しごく当たり前の回答がされております。

今さら私に、指定管理に関する基本認識の御説明を御丁寧にいただき感謝しておりますが、1週間以上もたって簡単なペーパーをよこすなど、誠に不誠実な対応であると言わざるを得ません。

このような門前払いといえますか、本質的な議論を避けるような姿勢が、住民監査請求や住民訴訟を生むものであり、腹を割った本音の議論がないことは誠に残念でなりません。

本件につきましては、本年度の戻入予算が発生するのではないかという議論でございますが、それは新年度予算にも大きくかかわることでありまして、何よりも仮に本来生じるべきこの戻入財源があれば、新年度予算におきまして、観光交流や企業誘致をさらに推進する上で、大変重要な町長交際費予算を50万円も減額することもしなくて済んだのではないかという、そういう一つの側面から非常に残念な思いをいたしておりますので、そのような新年度予算に与える影響という観点から反対をするものでありまして、具体的な内容につきましては、今後いろいろな場面で議論の機会が出てくるであろうことを執行部に対して申し上げておきます。

3点目は、総務費におけます地域おこし協力隊員起業経費補助金についてであります。

補助金の趣旨について否定するものではありませんが、議案質疑におきまして、地域おこし協力隊員の活動状況について説明の機会を与えたにもかかわらず、二、三の活動実績を上げたほかは、広報を見ろという、誠に不誠実かつその内容に疑義を生じさせるような答弁では、到底理解を得られませんし、そのような日ごろの活動の実態についての説明が不十分なものについて、さらなる支援措置は不要であるとの判断から、賛成することはできないものであります。

以上、3点の理由により、予算全体について反対せざるを得ないものでありまして、執行部には予算議案の重要性をいま一度認識され、真摯な議会対応を強く求めまして、反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 平成30年一般会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

本年度当初予算は、前年に比べ0.9%減の137億2,000万円になっておりますが、本町

においては自主財源比率16.6%と常に低い状況ではありますが、前年度9%減にとどめた予算編成については、大いに評価できることと思います。

歳出におきましては、重要課題であります定住対策、子育て支援対策、観光事業対策にも予算をつけていただいております。

また、長年の懸念であるイノシシ被害対策においては、29年度末まで町内約400キロメートルにわたる電気柵やワイヤーメッシュを張りめぐらせ、最近では被害も減少してきていると聞きます。

引き続き、予算を取っていただいているところであります。

合併当初あった一般会計の起債残高は262億5,900万円から、約85億円、32.4%減少することになることから、本年度一般会計予算は評価できると思います。

議員各位におかれましては、本年度一般会計予算に賛成していただきますようよろしくお願いしまして、賛成討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

周防大島町の予算ベースで歳入の半分以上を占める地方交付税が、昨年度と比べて2億円も削減した予算を組まざるを得ないというところも、大変残念なところです。

国の地方財政計画を見ると、その総額は増えているにもかかわらず、地方交付税の総額は昨年度比2%の削減がされています。これは、地方税収入が増えたために、それに伴って、逆に地方交付税が減ったためと説明されています。

翻って、本町では税収が0.7%減るという予算になっていますけれども、本来であれば、税収が減れば、地方交付税が増える形になるのが一般的ではありますが、本町では合併をしたことによって、一本化算定に向かった影響も懸念されるところです。

大島4町が合併したことによる最も大きなデメリットが始まろうとしていると捉えることもできます。

こういう中で、町長は基金への積み立てを繰り返し、将来の財政難に備えるために基金への積み立てをむしろ成果として捉えているように受けとめます。

しかし、総務省は、地方自治体の基金に対しては、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理運営に努められたいとして、基金への過度な積み立てではなく、当該年度で住民の福祉や暮らし向けに使うことも、促していると理解するべきです。

具体的に予算書の中から討論します。

教育費、教育総務費、事務局費の中の学校統合推進経費1,040万1,000円は、中学校の統合に伴う久賀中学校の改修のための予算が大部分と伺いました。

多くの保護者、中学生の反対を無視した統合策であり、それを前提とした予算として統合そのものに反対する立場からも、この歳出にも反対をいたします。

町福祉協議会への補助金4,382万9,000円は、昨年比800万円の削減で、その内容は人件費の削減ということでした。介護や福祉に携わる方々への人件費は、ほかの職種に比べても大変安いことが社会問題にさえなっているときに、800万円もの人件費を削ることは賛成できません。

大島公民館運営経費273万9,000円がありますが、これまでも久賀公民館と橘公民館では、職員の削減と正規職員を非常勤職員に置きかえるということが行われてきました。

平成30年度では、大島公民館長も非常勤職員にするという方針であることを伺いました。公民館や総合センターなどで行われているさまざまな学習教室や趣味のサークルなど、直接、町民の方々への行政サービスに携わる部署であるにもかかわらず、こうした職員体制の交代をさせるのは、行政サービスの低下を招くものであり、反対をいたします。

福祉や介護の現場で、町民の方の暮らしに寄り添いながら、町職員の現場で働く皆さんは、立派に働いている、その姿を目の当たりにする機会がありました。そういう職員の方々の日々の努力には敬意を表明しながらも、先に述べたことを主な理由として、平成30年度の当初予算案に反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号平成30年度周防大島町一般会計予算について、3常任委員会の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 平成30年度から国保制度の根幹が県に移管されることに関して、反対理由が多く存在します。

国保制度はもともと高齢者や低所得者が多く加入している社会保障の制度です。国保税が高くても払えないという国保制度の根本的な問題は、この県単位化では解決されないことは明らかです。

県の国保運営方針によると、法定外繰入は全て国保会計の赤字とみなして、この赤字の解消に取り組む、つまり法定外繰入をやめることを国も県も目指しています。これでは、国保税をさらに引き上げなければならないことにもつながり、被保険者はさらに高い国保税に苦しめられてしまうことは明らかです。

そうなると収納率はさらに落ち、徴税攻勢はさらに強まる、県の運営方針の中にも国保税の徴収率を平成32年度までの目標を設定し、この徴収率を高めていくという記述からも、それは想像できます。

国保税がさらに高くなれば、国保税を払いたくても払えない方が多くなるだけでなく、体が悪くなっても病院にかかることを我慢をする現象があらわれる。いわゆる受診抑制がたくさんあらわれてきます。

悪くなってから病院にかかる傾向が増え、そのことによって医療費はさらに嵩むものと予想されます。

今回の県移管と、それに伴う国の方針と山口県の国保運営方針では、ますます被保険者の税負担の軽減には結びつかないものとして、反対をいたします。

国保制度の根本的な解決は、国庫負担率を大幅に増やすこと、これをあらゆる機会を通じて国に求めていくことです。また、県に移管されても、国保税の決定権はそれぞれの市町村にあり、国保税の引き下げと独自の減免制度をつくることで、当面の税負担の軽減を行うことを求めて反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 平成30年で介護保険料の基準額を月額5,500円から5,950円に、450円の引き上げが行われます。負担増になるものとして、反対いたします。

平成30年度の年金額が据え置かれたもとの、介護やその保険料負担が増えることは、実質的にも年金額の引き下げにも等しく、受診や介護サービス利用の抑制を招きかねない高齢者の暮らしと命を脅かすものです。国民年金だけで暮らしてはいけないという悲鳴に、さらに追い打ちをかけるものです。

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障した憲法25条の理念にも反するものとして反対します。

一方では、今の介護保険制度が、利用が増えたり、介護労働者の賃金などに充てる介護報酬が引き上げられたりすると、保険料や利用料の負担増にはねかえる仕組みになっていることも問題です。そのため、介護が必要な高齢者やひとり暮らしの高齢者が相対的に多い自治体ほど保険料などがより高くなってしまいう傾向にあります。

この根本的な解決策は、これも国庫負担割合を、現在25%ですけれども、これをまず35%に引き上げ、将来的には国庫負担50%に引き上げることを、我が党は提案をしています。

その財源は消費税ではなく、富裕層や大企業の応分の税負担を求めることで、確保できることも示しています。今回の値上げ幅は、全国平均から見れば、かなり少ないものではありませんが、周防大島町の生活実態から見れば、やはり大きな負担増になるものです。町独自に一般会計からの繰り入れを行うなどして、利用料に対する助成や保険料の抑制を行うことを求めて、高齢者の生活を守ることを求めて反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会

計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号平成30年度周防大島町水道事業企業会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第11号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

本議案につきましては、先の一般質問でも申し上げましたとおり、お金にまつわる不祥事を起こしておきながら、主体的に説明責任を果たす努力すら見出せないようなことでは、予算云々という話ではないはずでありますし、実際に町民の方々からも、どうなっておるのかといったお叱

りの声はたくさん届いております。

本定例会の場に限らず、状況報告をする手段と機会は幾らでもあったはずですし、普段に増して、主体的な取り組みがなければ、失った信頼を回復することはできないものであります。

刑事告訴に伴う捜査は警察に任せざるを得ませんが、病院事業局として、町としてやるべきことは幾らでもあるはずでありまして、これまでもその時間は十分にあったはずでありまして、新年度予算を成立させるためにも、猛烈な信頼回復のための努力が必要だったはずでありまして、そういう姿勢が全く見えなかったのは、誠に残念であり、議会軽視、町民軽視の姿勢を露骨にあらわしていると言っても過言ではないと申し上げて、反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第22号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

議運におかれても御検討いただいておりますので、私がこの場で重ねて申し上げる必要はないかもしれませんが、先の議会でも散々申し上げたにもかかわらず、本定例会においても、全く改善のかけらもなかったことは、誠に残念としか言いようがありませんし、資料は出さない、説明はできないでは、議会での可決を求める意思があるのかすら、疑わざるを得ないと言わざるを得ません。

次の議会からは画期的に改善されるものと思われませんが、本条例案につきましては、条文の規定はもとより、規則で定める内容や選定基準につきましても、十分な説明をいただいておりますし、議案質疑においても、明確な答弁はいただけませんでしたので、議論不十分と判断して、反対するものであります。

さらに言えば、本条例は、定住促進という目的を達成するために、移住してこられる若者のための住宅用地を有利な条件で提供しようとするものでありまして、その目的自体を何ら否定する

ものではありませんが、半面、定住促進という言葉で、重要な公共の思想をゆがめるようなことがあってはならないということも述べておきたいと思います。

この住宅用地は、本町に永住を希望し、住宅を建てようとする方が対象とされておりますので、既に本町の住民である方は、基本的に対象にならないものという考え方でありますが、過疎高齢化が著しい、非常に厳しい現状にありまして、移住や若者などのカテゴリーで人を区別することは極めてナンセンスでありますし、この町で生まれ育とうが、移住であろうが、ひとたび本町の住民となれば、同じ立場の町民であることは言うまでもないことであります。

定住促進や地域活性化という名をもとに、特定の人のみを対象とした条例制定がなされようとしていることにつきましては、その適用範囲の妥当性について十分議論をする必要があることは言うまでもありませんし、議案質疑における答弁からは、条例の必要性や適格性について、十分に議論したものと受けとめることはできませんでしたので、特に町民の皆様への理解が不十分な状態での条例制定に、強く反対の意思を表明して討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時09分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中議員。（発言する者あり）その部分だけ。

○議員（5番 田中 豊文君） 先ほどの発言で、討論の中で、町民は対象にならないという討論を申し上げましたが、その部分については、ちょっと私の認識違いがあったようですので、発言を取り消したいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号周防大島町若者定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第23号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

本議案につきましても、先の反対討論と基本的には同じこととなりますが、説明不足の観点から反対の討論をいたします。

このようなことを申し上げるのは、この定例会が最後になるかもしれませんので、あえて申し上げておきますが、これは全ての議案について共通していることではありますが、資料の欠如、説明不足はまさに議会軽視であり、そのことは町民の皆様を愚弄するものであるということは、先ほどから重ねて申し上げておりますが、特に条例制定議案におきましては、慎重の上にも慎重を期した議案審議が必要であることは言うまでもありませんし、条例制定の実効性を確保するためには、何より町民の皆様に容易に理解していただけるようなものにしなければなりませんので、議会、そして町民への説明責任を欠くままの議決には断固反対をいたします。

さらに言えば、本条例議案の質疑では、基金の使い道を具体的に考えているわけではない、すぐに使うのではなく、将来の振興策のための基金という答弁がありました。仮にも条例制定をして基金を設けるわけですから、将来も含めて使い方の方向性すら定まっていらないようなことでは話になりません。

将来のことであっても、現時点での10年後、20年後の将来ビジョンは当然にお持ちでありましょうし、それがなければ町づくりなどできるはずもありませんので、現時点での将来計画を立て、それに基づく基金の創設でなければ議論すらできないものでありますし、当然、その可否を判断することもできません。

そのような目的や方針の定まらないお金は、曖昧で不明朗な用途を生み、結局は無駄、すなわち生きたお金にならない危険性をはらんでおります。

合併特例債と申しましても借金にかわりはありませんので、もらえるうちにもらっておいて、将来のために積んでおくというのは、公共である地方自治体としては余りにも露骨で無責任な話でありますし、無思想な基金を設置するために条例を制定するなど本末転倒の極み、到底、理解ができるものではありません。

将来への責任を果たす観点からも、本条例の制定には反対といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 基金の全てを否定するつもりは毛頭ありませんし、むしろ一定の

基金を持つことは必要と思います。

一会計年度における歳出財源は、その年度内に完結するべきという会計年度独立の原則から言っても、いたずらに基金を増やして、その各年度内の町民に対する行政サービスを後年度に回すというやり方が増えることには懐疑的、または否定的な立場です。

それぞれの年度で福祉や教育、暮らし向けの行政サービスを十分に行うことが、この会計年度独立の原則からいっても言わんとしているところでもあります。

また、一般会計の討論でも述べたとおり、総務省も基金をいたずらに増やすことに対して手放しで奨励しているとは言えません。今の通常国会で合併特例債の延長も話し合われると聞いていますけれども、合併特例債が高率の償還率があるとはいえ、借金にはかわりはありません。借金に頼らない財政運営をとるところからも異論を唱えます。

この条例案からすれば、合併に伴う町民の連携、地域振興策は財政調整基金でも対応できるものであり、この条例は必要ないものとして反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第23号周防大島町合併地域振興基金条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この議案第24号、34号、35号、36号について、同じ趣旨なんですけれども、これは介護サービス全体の基準を下げたり、あるいは質を下げることにものなるものであり賛成できません。

これまで正看護師で対応していたものが、正看護師でなくてもいいようにするなど、全国的な介護サービスの質を下げることにつながり、反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第24号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

もはや言わずとも趣旨は御理解いただけるとと思いますが、余りにも甚だしい議会軽視、すなわち町民軽視の姿勢を町民の代表たる議員として認めることなどできるはずもないと思いますので、あえて申し上げさせていただき、執行部には議会や町民に対する基本認識、基本姿勢を改めていただくことを強く求めたいと思います。

本条例案につきましては、介護保険法の一部改正によりまして、これまで県条例で定めていたものを新たに町条例で定めることになったという極めて簡単な話ではありますが、なぜその簡単なことすら資料に明記することを怠るのか理解に苦しみます。

そして、この基準は介護サービスの質の向上が大きな目的でありますし、県全体の規律から周防大島町の規律に変わるわけでありますから、周防大島町独自の規律を設けることは地方自治体としてごく当たり前のことであると言えます。そのような主体的な取り組みの見えない条例制定は、地方自治体の責任を放棄するものであると言っても過言ではありません。

答弁からは独自規定に関する検討の姿勢すらも伺えなかったことは非常に残念であることを述べさせていただき、反対の討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第24号周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第25号

日程第16. 議案第26号

日程第17. 議案第27号

日程第18. 議案第28号

日程第19. 議案第29号

日程第20. 議案第30号

日程第21. 議案第31号

日程第 2 2 . 議案第 3 2 号

日程第 2 3 . 議案第 3 3 号

日程第 2 4 . 議案第 3 4 号

日程第 2 5 . 議案第 3 5 号

日程第 2 6 . 議案第 3 6 号

日程第 2 7 . 議案第 3 7 号

日程第 2 8 . 議案第 3 8 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 1 5、議案第 2 5 号周防大島町役場の位置を定める条例等の一部改正についてから、日程第 2 8、議案第 3 8 号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、これまでの 1 4 議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は 3 月 7 日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第 2 5 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 2 5 号周防大島町役場の位置を定める条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 6 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 2 6 号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 7 号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5 番 田中 豊文君） 議案第 2 7 号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

本議案につきましては、特に資料欠如、説明不足による議会軽視が顕著にあらわれた議案であると思えますが……。

○議長（荒川 政義君） 田中議員、ちょっと資料配付しようか。

○議員（5 番 田中 豊文君） まだされていないんですか。

○議長（荒川 政義君） まだしていない。

○議員（5番 田中 豊文君） よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） ちょっとお待ちください。

田中議員より資料を議員さんに配付してくれということですので、資料配付します。

配付いたしました、どうぞ。

○議員（5番 田中 豊文君） 御配慮ありがとうございます。今、この討論に合わせて皆様に資料をお配りさせていただいておりますので、こちらをご覧いただきたいと思ひます。

議案質疑で説明を求めましたが、なかなかこれを口で説明するのは難しいようでありまして、資料がないばかりに議論にもならず、内容も理解できませんでしたので、反対せざるを得ない状況になってしまったことは誠に残念であります。

お配りした資料の農業委員会の委員の報酬を例にとってみますと、これまでの報酬18万7,000円であったものが、このたびの条例改正によりまして、成果の割合により最高88万9,000円まで引き上げられるというものであります。この限度額は交付金に合わせて町独自に傾斜配分した結果でありますので、傾斜配分をせず限度額を74万4,000円にとどめるなど、他の委員の報酬水準と比較して、少なくともできるだけ突出を抑えるような配慮も必要ではないかと考えられます。

何度も繰り返しになりますが、あらかじめ資料を用意しておかないために、貴重な議案質疑の機会が奪われ、肝心の報酬水準や農地集積面積の実態等について議論すらできないような審議では、到底議案に賛成することはできるものではありません。

ちなみに、この配布資料は職員OBの方がつくられたもので、この程度の資料作成は現役の方にはたやすい仕事であると思ひますので、資料を出さなければいけないからといつても、本議案の審議の際にあつたように、規則や通達をばつさりそのまま配るようなことのないよう執行部に求めまして反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第27号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 通勤手当の増額、交通機関等を利用する場合の通勤手当の増額には賛成しますが、県人事委員会のおとりだとすると、給料表、期末勤勉手当の改定もないものになっており、これでは賛成できません。

さらに、第8条3項の扶養親族1人当たりの扶養手当の削減、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人当たりの1万1,000円が平成30年度では1万円になり、31年度では廃止することが附則で決められています。これも賛成できません。

さらに、マイカーでの通勤の際にも手当の限度額が引き下げられています。これら全体として、町職員の生活に響くものであり、この条例案には反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第28号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のおとり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のおとり可決されました。

議案第29号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この条例改正は、国保制度の県単位化に伴う改定であり、国保会計の討論で述べたとおりの理由で反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第29号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のおとり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のおとり可決されました。

議案第30号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第30号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

昨年の6月定例会におきまして、公共施設使用料等の統一につきまして一般質問をさせていただいた際には、空調料金の統一については前向きな御答弁をいただきましたので、何らかの検討がされているものと受けとめておりましたが、本議案の質疑におきましては、その後何らの検討もされていないということが判明し、愕然といたしました。

諸事情もあるとは思いますが、納得のいく釈明はありませんでしたし、釈明すら用意していなかったということは議会での答弁の重みを自覚していない証拠であると言わざるを得ません。1年近くも手つかずというのは言語道断でありますし、その上でこのような空調料金を含む条例改正案を提出するというのは、議会軽視も甚だしいことであると言っても過言ではないと思います。

本議案のように冷暖房料金を使用料の5割とする規定を仮に全施設に統一するのであれば、使用料金の考え方が統一されていない状況では、受益者負担の面から合理性を欠くものであると言えますし、本議会でも答弁されたように、空調料金の統一をするのであれば、その際に再び本条例も改正しなければならなくなります。

やる気になれば空調料金の統一はすぐにでもできるはずであり、仮に本議案が可決されれば、本定例会で改正した条例をまた次の定例会で再び改正しなければならなくなります。そういう無駄な条例改正作業を生み出す原因は、これまで1年近くも検討をしてこなかった不作為に起因するものということになりますので、本議案は可決せず、執行部には猛省と速やかな対応を求めた上で反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第30号周防大島町大島文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

午前11時32分休憩

.....

午前11時41分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第31号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

空調設備につきましては、利用者の快適性を高めるためのサービスではありますが、その料金の設定につきましては、公共施設の性格や基本的経費を考慮した上で、公的負担と受益者負担の割合を検討して設定をしなければならないことは言うまでもありませんが、1時間当たり1,580円という金額につきまして、例えば維持管理費、供用時間、面積などにより算定されたと考える具体的な根拠も示されず、唐突に金額を明示されておりますので、そのような合理性を欠く料金設定では、例え今回改正されたといいたしましても、近いうちに料金統一に伴う条例改正が行われることは明白であります。

そもそも、1時間1,580円という金額水準がどうなのか、利用者の方に納得いただける金額設定なのか、商品でも価格設定は極めて重要なポイントで、原価計算もせず、特段の戦略もなく販売価格を決めても話にはなりません。

例え、厳密な価格設定を行ったとしても、町民全体の共有財産である公共施設であることを考えれば、安易に受益者負担を重視するよりは、価格を下げて利用率を上げることのメリットのほうが、はるかに大きいことは言うまでもありませんし、公務員の方にとっては、時給にも満たない安い金額かもしれませんが、スポーツや健康づくりに取り組む町民の方にとっては大きな負担であることを認識し、配慮すべきでもあります。

さらに言いますと、定住促進を目指すのであれば、こういった負担を軽減し、特定の人ではなく、多くの方がこの町に住むメリットを享受できる環境を総合的に整備すべきだとも思います。

近いうちに改正されることが明らかな条例改正案について、とても賛成することはできませんし、1年近くも料金統一の作業を怠っているものですので、今さら、今後、半年も1年もかけて作業するような不誠実なことはしないと思いますので、組織再編により本庁機能が強化される教育委員会において、速やかな作業が進められるものと信じております。

まずは、本定例会におきまして、根拠の不明確なものを議決する必要はなく、速やかに料金統一を図り、次の議会で改正議案を再提出されればいい話でありますので、公共施設の利用率向上に十分配慮した上で、公的負担と受益者負担の割合を真摯に検討し、決して安易に受益者負担重視とすることなく、条例でうたわれておりますように、町民の健康増進や豊かな人間形成を図るために、速やかなる低水準への料金統一を求めた上で反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありますか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 議案第31号について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、3月7日の本会議、また3月13日の総務文教委員会でも要望いたしました、町内の子供たちがスポーツ活動を行う場合においての、冷暖房設備使用料の減免の措置の策定が検討もさ

れなかったことは、非常に残念であります。

昨年8月に提出されました監査委員の審査意見書には、受益者負担原則の明確化と適正な導入対応の実施について、次のようにあります。

自主財源の主要な財源の一つである行政施設の使用料は、極めて低水準に据え置かれている。それだけでなく、同一機能の施設にかかわる使用料に全く統一性もない。何を基準に使用料が設定されているのか、その根拠も明らかでない。

一方で、行政がこれらの施設の維持管理に投入しているコストが嵩んでいるにもかかわらず、使用料収入による維持管理コストの回収意識すらない。

自主財源が極めて貧相で、財政力指数は0.179と山口県内ワースト4位に大きく差をつけられたワースト3位であることを考え合わせれば、あり得ない対応が全く無意識、無関心な状態で継続されている。このこと事態が極めて異常であると、強く、厳しく指摘をされております。

しかしながら、この強く厳しい指摘をものともせず、使用料金の設定の際に使用者の立場で考慮し、なるべく低価格に設定できるよう算出された担当課の努力は、評価に値するものと思っております。

これを機に、行政施設の使用料が低水準に据え置かれ、同一機能の施設にかかわる使用料が低水準に統一されることに大きな期待をいたします。

最後に、町内の子供たちがスポーツ活動を行う場合においての、冷暖房施設使用料の減免の措置の策定が検討もされなかったことは、非常に残念であることを繰り返し申し上げ、本議案に反、いや、賛成を表明します。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） いきなり1,580円というのは、やはりスポーツ活動をしたいという方々にとって、大変、大きな負担になるものとして、また、田中議員が発言したように、その根拠も明確ではないという点からも、この議案には反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第31号周防大島町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、原案のとおり可決されました。

議案第32号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第32号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

大変しつこくて恐縮ではありますが、本日の私の討論の締め一言。

議会におけますこれまでの執行部の対応姿勢は、本質的な議論を避け、単なるその場しのぎの外形的なアリバイづくりに過ぎないものと受けとめざるを得ない状況であります。このことは、いわば中身も説明書も見せず、ろくな説明もしないままに怪しげな箱に入った商品を買えというようなものでありまして、もとよりユーザーである町民にとって肝心なことは、言うまでもなく、そういう外箱ではなく、中身の商品について十分に理解され、吟味されなければ、いずれ自治体としての信頼は失われ、結果として、かけがえのないふるさと周防大島の町づくりにとって、何らの成果にもつながらなくなることを強く認識していただくよう申し上げまして、反対討論いたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第32号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 介護保険条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例案は、各所得段階、全てにおいて介護保険料の引き上げが行われており、介護保険会計で述べたとおりの理由により反対です。

しかも、4条2項では、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料も2万9,700円から3万2,130円へと2,430円の引き上げになっています。

国民年金だけで生活している方々に対しても、その年金から天引きされる低所得層に厳しい引き上げになっています。年金生活者への直接的な負担増であり、反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第33号周防大島町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第34号周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第35号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第36号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第37号周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第38号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第39号

○議長（荒川 政義君） 日程第29、議案第39号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

質疑は3月7日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第39号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第39号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第40号

日程第31. 議案第41号

日程第32. 議案第42号

日程第33. 議案第43号

日程第34. 議案第44号

日程第35. 議案第45号

日程第36. 議案第46号

日程第37. 議案第47号

日程第38. 議案第48号

日程第39. 議案第49号

日程第40. 議案第50号

日程第41. 議案第51号

○議長（荒川 政義君） 日程第30、議案第40号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから、日程第41、議案第51号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの12議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は3月7日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第40号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第40号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第41号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第42号むつみ荘の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第43号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第44号デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第45号デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第46号東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第47号デイサービスセンター油田苑の指定管理者

の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第48号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第48号デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第49号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第49号デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第50号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第50号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第51号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第51号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第42. 報告第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第42、報告第2号専決処分の報告（変更契約、法第180条関係）について、執行部の報告を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 報告第2号専決処分について、御報告申し上げます。

平成29年度志佐漁港海岸保全施設整備工事につきましては、平成29年8月18日に大島建設株式会社と仮契約を締結し、同年第3回の定例会において御議決を賜り、9月11日に本契約とし、工事を施工しております。

クレーンつき台船等を使用している海上作業においては、周囲への安全対策として、安全監視船を配置することになってはいますが、本工事において、消波ブロックを海上作業で据えつける工程において、波浪が激しい日数が多く、作業日数が当初想定日数より増えたため、安全監視船隻数が増加したことにより変更が生じました。

つきましては、原契約の工事請負金額5,891万6,894円に80万6,026円を増額した5,972万2,920円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、3月16日に専決の処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により報告するものであります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第43. 議案第53号

○議長（荒川 政義君） 日程第43、議案第53号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第53号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明をいたします。

お手元の追加補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額について、3ページの第1表のとおり、合計で3億5,498万3,000円と定めるものでございます。

若者定住住宅用地整備事業をはじめ、年度内完成が困難となりました事業につきまして、関係機関と協議の上、翌年度に繰り越すものでございます。

以上が議案第53号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第53号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第44. 議案第54号

日程第45. 議案第55号

日程第46. 議案第56号

日程第47. 議案第57号

○議長（荒川 政義君） 日程第44、議案第54号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）から、日程第47、議案第57号平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの4議案を一括上程し、これを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、議案第54号から議案第57号までの4議案につきまして、提案理由を申し上げます。

まず最初に、議案第54号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

追加補正予算書の5ページをお願いいたします。第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を、7ページの第1表繰越明許費のとおり、設備経費につきまして、7,332万円と定めるものであります。

浮島地区海底送水管布設事業について、平成28年度繰越事業である測量設計業務におきまして、海底送水管布設ルートを選定に時間を要し、当該業務の完了が8月末になったことに伴い、平成29年度の島内配水池工事の土木、機械設備、電気設備及び配水管布設工事の発注も遅くなり、その調整に不測の日数を要したため年度内完成が困難となり、翌年度へ繰り越すものでござ

います。

以上が、議案第54号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

次に、議案第55号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

追加補正予算書の9ページをお願いいたします。第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を、11ページの第1表繰越明許費のとおり、総務一般経費につきまして731万円、東和片添地区公共下水道事業につきまして1,410万円、久賀・大島地区公共下水道事業につきまして1億9,312万円と定めるものであります。

総務一般経費につきましては、地方公営企業法の適用を受けるため、本年度から資産調査等の業務に着手いたしましたが、保存期間を超過した書類も多く、資料調査、収集に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

東和片添地区公共下水道事業につきましては、東和片添地区の未普及対策のため、本年度から管渠基本設計に着手いたしましたが、地下埋設物の調査や協議、河川の事前協議等、関係機関との協議に不測の日数を要したため年度内完成が困難となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

久賀・大島地区公共下水道事業につきましては、県の下水道過疎代行業業における管渠詳細設計業務の遅延により、町が行う公共下水道事業及び町が県へ委託する公共下水道県代行業業における調整、町が施工する管布設工事において、転石等による工法の変更や河川協議等による関係機関との協議調整等に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上が、議案第55号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

次に、議案第56号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

追加補正予算書の13ページをお願いいたします。第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を、15ページの第1表繰越明許費のとおり、総務一般経費につきまして890万9,000円、農業集落排水施設機能保全事業につきまして822万4,000円と定めるものでございます。

総務一般経費につきましては、地方公営企業法の適用を受けるため、本年度から資産調査等の業務に着手いたしましたが、保存期間を超過した書類も多く、資料調査、収集に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

農業集落排水施設機能保全事業につきましては、当初、農業集落排水施設の長寿命化計画を平成29年度と平成30年度の2カ年で実施する予定でございましたけど、国からの補助金の追加配分の要請があったため年度内完成が困難となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上が、議案第56号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

次に、議案第57号平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明いたします。

追加補正予算書の17ページをお願いいたします。第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を、19ページの第1表繰越明許費のとおり、総務一般経費につきまして408万6,000円と定めるものであります。

総務一般経費につきましては、地方公営企業法の適用を受けるため、本年度から資産調査等の業務に着手いたしましたが、保存期間を超過した書類も多く、資料調査、収集に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上が、議案第54号から議案第57号までの概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第54号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第55号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この、久賀・大島地区公共下水道事業の繰越明許が1億9,300万円、約2億円近い金額になっていますけれども、もともと事業費そのものの金額は大きかったんだと思いますが、年度内におさまらなくなったというのは、今、部長さんの御説明で、ちょっとややこしい、いきさつがあったのかなというふうに思うんですが、済いませんがわかりやすく、県事業と町の事業とのいろんな兼ね合いというふうにも受けとめられたんですが、どういうことでこの2億円近い事業費が繰り越しになるのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） お答えいたします。

まず県事業につきまして、この事業につきましては、ご存じのとおり、県の過疎代行業業というのを行っておりまして、県が先行して工事いたしまして、それに伴って、町が水道管の布設や受託事業といいまして、町の事業をやっていただくこともございます。その兼ね合いもございまして、県の代行業業にあわせて、その事業が遅れたということでございます。

それと、町の事業につきましては、先般の議案でもお示しいたしましたが、推進の工法において転石等が出たために、その工法変更等やむを得ないことがございましたので、遅れているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 総務一般経費のところ、56号も57号も同じような御説明をされたと思うんですが、要するに公営企業に変わったことでのいろんな手続きというふうを受けとめたんですが、要するにデスクワーク、資産のいろんな調査をしていく、要するに人手が足らなかったということでもあるのかどうか、その辺はいかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） お答えいたします。

資産調査の業務に着手しておりますけれど、要するに保存期間を経過した、廃棄処分した書類等もございますので、その調査に時間を要したというところでございます。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） だから、その調査に時間を要した、人数をかければもっとできたことなのかどうか。そうじゃなくて、別の要素があつて繰り越し、やっぱりこの繰り越し明許費というのは、予算の例外になるわけですから、最小限にとどめていただく必要があると思うんですが、できるだけ早くわかってやれば、その対応策というのをもつていただく必要があると思うんです。

ですから、そういう調査していくときに、もうこれじゃあその年度内に終わりそうにないというようなときには、例えば人員を増やすとか、そういう対策も、むしろこの繰り越しを防いでいくためには必要な措置でもあると思うんですが、そういう観点から見たときに、今、部長がおっしゃった公営企業に変えたときのいろんな調査で、結局、人手をかければできたことなのかどうか年度内にですね、その辺はいかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） お答えいたします。

それも一理あるとはございますけど、要するに資料がございまして、その調査について時間がかかったということございまして、人を増やせば早く済むというものでもないと思われまして。

（「業務委託しとるでしょ」と呼ぶ者あり）はい、そうです。（「いや、それはうちの職員でできるんじゃないんかって言いよるんよ」と呼ぶ者あり）じゃあ、ですかね。（「いや、うちの職員の人数をえっとかけたら早くできるんじゃないんかって言いよるわけよ」と呼ぶ者あり）これ、業務委託でございますので、うちの職員がやっておるわけではございません。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議案第56号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第57号平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第54号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第54号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第55号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第56号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第57号平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第48. 議員派遣について

○議長（荒川 政義君） 日程第48、議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後、変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定しました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、平成30年第1回定例会を閉会いたします。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後0時21分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 新田 健介

署名議員 吉村 忍